

議案第85号

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだ北斎美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだ北斎美術館	東京都墨田区錦糸一丁目2番3号 墨田区文化振興財団・丹青社共同企業体 代表者 公益財団法人墨田区文化振興財団 理事長 久保 孝之	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

すみだ北斎美術館の指定管理者を指定する必要がある。